

# あいちデジタルアイランドプロジェクト推進事業（先端デジタルサービス実装パイロット事業） 実施委託業務企画提案書募集要領

この要領は、あいちデジタルアイランドプロジェクト推進事業（先端デジタルサービス実装パイロット事業）実施委託業務を実施するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 1 事業名

あいちデジタルアイランドプロジェクト推進事業（先端デジタルサービス実装パイロット事業）  
実施委託業務

## 2 事業目的

愛知県は、2026年に開催されるアジア競技大会等を見据え、海外からのゲートウェイとなる中部国際空港島及び周辺地域（以下「当エリア」）を、5G等先端デジタル技術の実証意向があるテック企業、スタートアップ等を誘引する「革新的事業・サービスのオープンイノベーションフィールド」として位置づけ、実証の取組を県内外に横展開し、2030年に普及が見込まれる各種サービスやソリューションの早期社会実装の実現を目指している。

本事業では、当エリアに立地する企業・施設等で、5G等デジタル技術を活用したプロジェクト（パイロットプロジェクト）を組成し、伴走支援を行うとともに、当プロジェクトの成果を県内企業へ横展開する。

## 3 委託事業の内容

別添「あいちデジタルアイランドプロジェクト推進事業（先端デジタルサービス実装パイロット事業）実施委託業務仕様書」のとおりする。

## 4 委託事業実施期間

契約日から2025年3月14日（金）までとする。

## 5 委託見積限度額

金63,046,999円（消費税及び地方消費税額を含む）

## 6 募集期間

2024年5月10日（金）から2024年6月5日（水）まで

## 7 応募資格

応募資格者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- （1）愛知県税及び国税が未納でないこと。
- （2）宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- （3）「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- （4）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （5）愛知県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約にかかる資格停止措置を提案書受付期間に受けていないこと。

## 8 選定事業者数

1者

## 9 応募方法等

### （1）公募説明会の開催

ア 日時：2024年5月17日（金）

イ 開催方法：オンライン

ウ 参加申込：以下により電子メールで行うこと

・申込期限：2024年5月16日（木）正午

・メールの見出し：「あいちデジタルアイランドプロジェクト推進事業（先端デジタルサービス実装パイロット事業）説明会参加」

・本文中に次の1～3を記載

1. 貴社名
  2. 参加者氏名（2名まで）
  3. 連絡先（電話番号、メールアドレス）
  - ・申込先：愛知県次世代産業室デジタル戦略調整グループ  
電子メール：jisedai@pref.aichi.lg.jp
  - エ 説明会に不参加でも応募可能
- (2) 応募内容に関する質問と回答
- ア 受付期限：2024年5月22日（水）正午まで
  - イ 問合せ方法：以下により電子メールで行うこと
    - ・電子メール：jisedai@pref.aichi.lg.jp
    - ・件名：「あいちデジタルアイランドプロジェクト推進事業（先端デジタルサービス実装パイロット事業）に関する質問」
    - ・本文中に、貴社名と問合せ内容を記載すること。
  - ウ 質問に対する回答
    - ・競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、産業振興課次世代産業室のWebページに掲載する。
  - エ 注意事項
    - ・企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問、受付期間以外の質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため、受け付けない。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出書類

提出書類	注意事項	規格及び制限枚数
①企画提案書（表紙）	様式1を使用	A4縦1枚
②企画提案書（内容）	参考様式に準じて記載	A4縦10枚まで
③経費見積書	様式2を使用	A4縦2枚まで
④過去3年間の経験等	自由様式にて記載	A4縦3枚まで
⑤添付資料	㉞提案者の概要がわかるもの ㉟定款、寄付行為の写し ㊱社会的価値の実現に資する取組に関する申告書 ※令和6・7年度愛知県入札参加資格者名簿に登載されていない場合、下記も必要。 ㊲直近2年の決算報告書 ㊳履歴事項全部証明書 ㊴法人税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書（直近のもの） ㊵法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税種別割の滞納がないことの証明書（直近のもの）	—

※様式は、愛知県のホームページからダウンロードすること。

イ 記述する内容等

①企画提案書（表紙）

- ・様式1を使用し、本事業を行うにあたっての基本的情報を記載すること。
- ・文字サイズは12ポイント以上とする。

②企画提案書（内容）

- ・事業の概要、基本の方針  
本事業の概要及び本事業の基本の方針、本事業で目指す方向性を記載すること。
- ・実施内容  
パイロットプロジェクトの募集・周知方法、同プロジェクトの選定方法とその基準について記載すること。  
また、パイロットプロジェクトへの伴走支援の方針及び具体的内容、伴走支援のゴールイメージ（方向性）、成果検証について記載すること。  
加えて、周知のためのイベントについて、内容、実施方法や周知方法を記載すること。

- ・実施計画  
上記実施内容の実施計画を記載すること。
  - ・事業の実施体制及び役割分担  
本事業を実施するための組織体制（事業の一部を再委託する場合は、再委託先の体制を含む。）及びプロジェクトマネジメントに関する主な実績、知見、ノウハウ、連携先等のできる限り詳細に記載すること。また、本業務遂行にあたる総括責任者以下の役割分担をわかりやすく記載すること。
  - ・企画提案書の記載方法  
A4 縦判・横書き・片面使用、文字サイズは12ポイント以上とする。ただし、図表その他の関係で前記により難しい場合はこの限りではない。
- ③経費見積書
- ・様式2を使用し、見積額及び備考欄にその積算根拠を記載すること。
  - ・単位は円とする。
- ④過去3年間の経験等
- ・今回の事業実施に当たり有用となる実績について、実施内容、実施期間等を項目別にできる限り具体的に記載すること。
- ⑤添付資料
- ・㊶提案者の概要がわかるものについては、企業案内、パンフレット等とする。
  - ・㊷定款・寄付行為の写しについては、法人格を有しない場合は、運営規約に相当するものとする。
  - ・㊸社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3）を添付すること。  
※令和6・7年度愛知県入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、下記も添付すること
  - ・㊹直近2年の決算報告書
  - ・㊺履歴事項全部証明書
  - ・㊻法人税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書（直近のもの）
  - ・㊼法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税種別割の滞納がないことの証明書（直近のもの）
- ウ 企画提案にあたっての留意事項
- ・企画提案は、1事業者1案とする。
  - ・企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
  - ・企画提案書の内容が本要領の規定に適合しない場合は無効となる場合がある。
- エ 提出部数 正本1部、副本6部 ※副本は⑤添付書類不要
- (4) 提案書の提出期限等
- ア 提出期限 2024年6月5日（水）午後5時必着
- イ 提出方法  
持参又は郵送（配達証明に限る）若しくは宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る）のいずれかとする。  
※持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く開庁日午前9時から午後5時までとする。
- ウ 提出書類の取り扱い
- ・提出された書類は返却しない。
  - ・企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とする。
  - ・提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び選定委員会での使用に限る）する。
  - ・提出された書類及びその内容については、提案者の承諾なしに他に利用することは無い。
- エ 提出・問合せ先  
〒460-8501（住所記載不要） 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
愛知県経済産業局産業部産業振興課次世代産業室  
デジタル戦略調整グループ（担当：松岡、大橋）  
TEL：052-954-6136（ダイヤルイン） FAX：052-954-6943  
電子メール：jisedai@pref.aichi.lg.jp

## 10 審査の実施

### (1) 選定委員会の設置

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者を選定するために「あいちデジタルアイランドプロジェクト推進事業実施委託業務事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）

を設置する。

(2) 選定委員会の開催

ア 日時：2024年6月18日（火）（予定）

※プレゼンテーションの開始時間や場所は、別途連絡する。

※なお、状況により開催方法がオンラインとなる可能性がある。

イ 場所：別途提案者へ連絡する。

(3) 審査方法

提出された企画提案書をはじめとする書類（以下「提案書」という。）について、形式審査を行った後、選定委員会において選定する。

ただし、応募件数が4件以上ある場合は、予備審査を行うことができる。

なお、審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

ア 形式審査

提出書類受理後、提案者が上記7で定める応募資格を満たしているほか、提出書類に不備がないか審査を行う。

イ 予備審査

選定委員会での審査に先立って、書面による審査を行う。

ウ 選定委員会における審査

審査は、提案書に基づく書面審査及び提案者によるプレゼンテーションにより行う。

※プレゼンテーションは1者15分程度とし、パソコン、プロジェクター等の電子機器の使用は不可、説明終了後に質疑応答を5分程度行う。（オンライン開催となる場合は、この限りではない。）

(4) 選定基準

受託事業者を選定する際の主なポイントは、以下のとおりとする。

ア 実施方針、実施計画

- ・ 基本的な方針、本事業で目指す方向性は適切か。
- ・ エリアの特性を踏まえた実現可能性がある方向性となっているか。
- ・ 実施計画は、具体的で実行可能なものか。
- ・ 実施計画は、実効性の高いものとなっているか。

イ 実施内容

- ・ プロジェクトの選定方針は、パイロットプロジェクトを進める上で適切か。
- ・ プロジェクトの支援内容は、実装を見据えた実証として実効性の高いものか。
- ・ 効果的な情報発信のための手法・媒体の知識、広報のノウハウを有しているか。
- ・ イベントの内容は、横展開のイメージを持った効果的なものとなっているか。
- ・ その他に本事業の実施にあたり有益と思われる付加提案があるか。
- ・ 経費見積りは適切か。

ウ 実施体制

- ・ 実施体制（組織体制）及び実施担当者は適切か。
- ・ プロジェクトを進めるマネジメント力を有しているか。
- ・ 本事業におけるステークホルダーを巻き込む調整力を有しているか。

エ 社会的価値の実現に資する取組

- ・ 社会的価値の実現に資する取組を行っている事業者か。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、2024年6月下旬（予定）までに全提案者に文書で通知する。なお、審査結果は愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、選定委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問合せには応じない。

(6) 選定された候補者との調整

選定された候補者の委託業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議、調整を行い、協議等が整ったうえで契約を締結する。

協議等が整わない場合は、次点者が、改めて県と協議等を行うこととする。

積算金額については、予算の範囲内で実施計画や市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。

## 11 契約条件

### (1) 契約形態

委託契約

(2) 契約金額

企画提案時に提出された経費見積額

ただし、上記 10 (6) により適正な価格に調整した場合は、その金額

(3) 契約保証金

愛知県財務規則 129 条の 2 により、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。

(あるいは、愛知県財務規則第 129 条の 3 第 3 号の規定に基づき全額免除する。)

(4) 委託費の支払条件

成果物完納後に支払う。

12 スケジュール

2024 年 5 月 22 日 (水)	質問締切
2024 年 6 月 5 日 (水)	企画提案書の提出期限
2024 年 6 月 18 日 (火)	選定委員会 (予定)
2024 年 6 月中旬	委託先の決定
2024 年 6 月下旬	契約、業務開始
2025 年 3 月 14 日 (金)	事業完了

13 その他

(1) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届 (様式自由) を提出すること。

(2) 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格になる場合がある。

ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示事項に違反した場合

イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合

ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合